



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年6月13日火曜日 第416号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....	（経営支援課）... 649
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	（農政課農地・担い手対策室）... 651

公 告

県庁第二別館新築工事.....	（会計課）... 661
-----------------	--------------

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	（選挙管理委員会）... 665
政治団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 665
政治団体の解散の届出.....	（ " ）... 666
資金管理団体の指定の届出.....	（ " ）... 666
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	（ " ）... 666
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	（ " ）... 667

公営企業管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める管理規程.....	（公営企業管理局総務課）... 667
--	---------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第702号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月13日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
DCM西条店	西条市朔日市796番1	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ西条店	DCM西条店	令和4年3月1日	令和5年5月26日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社クラレ 代表取締役 伊藤 文大	株式会社クラレ 代表取締役 川原 仁	令和3年1月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規	令和3年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第703号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
リバーサイドショッピングセンター	伊予郡砥部町拾町20番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社レスバスコ ーポレーション 代表取締役 宮内 政三	株式会社レスバスコ ーポレーション 代表取締役 越智 陽一	平成27年 6月27日	令和5年 5月26日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか9者	株式会社セブンスター ほか6者	令和3年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第704号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ジョー・プラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ ほか13者	株式会社ママイ ほか14者	令和5年 3月21日	令和5年 5月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第705号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和5年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

令和5年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(交付金等交付対象経費及び補助率等)</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;">経 費</th> <th style="width: 30%;">補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費 _____ の相互流用並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費及び農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費 _____ の相互流用</p> <p>(2) 省略</p> <p>(交付金等の交付申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 農業委員会ネットワーク機構は、前項の申請書を提出するに当たつて、交付を受けようとする交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金等交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下「仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。</p> <p>(交付の決定及び通知)</p> <p>第4条 知事は、前条第1項の書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金等の交付を決定し、そ</p>	区分	経 費	補助率又は補助金額				省略			<p>(交付金等交付対象経費及び補助率等)</p> <p>第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 補助金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 40%;">経 費</th> <th style="width: 30%;">補助率又は補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会に要する経費</td> <td>農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に要する経費</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。</p> <p>(1) 農業委員会に要する経費のうち、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費、<u>農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費及び農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に要する経費</u>の相互流用並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費、<u>農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費及び農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に要する経費</u>の相互流用</p> <p>(2) 省略</p> <p>(交付金等の交付申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(交付の決定及び通知)</p> <p>第4条 知事は、前条 _____ の書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金等の交付を決定し、そ</p>	区分	経 費	補助率又は補助金額	農業委員会に要する経費	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に要する経費	定額	省略		
区分	経 費	補助率又は補助金額																	
省略																			
区分	経 費	補助率又は補助金額																	
農業委員会に要する経費	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業に要する経費	定額																	
省略																			

の旨を市町又は農業委員会ネットワーク機構に通知するものとする。

(事業実績報告等)

第9条 省略

2 農業委員会ネットワーク機構は、交付金等の交付を受けた後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額(仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

(区分経理、調書の作成及び帳簿書類の備付け)

第13条 省略

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業に係る歳入歳出又は収入支出の収支予算書並びに収支精算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農業委員会交付金等調書(様式第11号)を作成しておかなければならない。

3・4 省略

様式第1号の(1)(第3条関係)

省略

省略

年度農業委員会交付金交付申請書

年度において農業委員会に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第3条の規定に基づき、交付金 円を交付されたく事業計画書及び収支予算書を添え申請する。

様式第2号の(1)(第3条関係)

省略

1 省略

2 委員

委員数 人(うち農業委員 人・農地利用最適化推進委員 人)

3~7 省略

8 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 省略

2 農地利用の最適化の推進のための支援事業

(1) 省略

(2) 現況地図 の作成及び地域の話合いの推進活動

現況地図作成に係る対象地区名・集落名	農業委員会の取組内容	
	農地等の所有者等の意向を反映した現況地図の作成	省略

(3) 省略

3 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
-----	------	--------	------

の旨を市町又は農業委員会ネットワーク機構に通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 省略

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業に係る歳入歳出又は収入支出の収支予算書並びに収支精算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農業委員会交付金等調書(様式第10号)を作成しておかなければならない。

(区分経理、調書の作成及び帳簿書類の備付け)

第13条 省略

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業に係る歳入歳出又は収入支出の収支予算書並びに収支精算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農業委員会交付金等調書(様式第10号)を作成しておかなければならない。

3・4 省略

様式第1号の(1)(第3条関係)

省略

市町名

省略

年度農業委員会交付金等交付申請書

年度において農業委員会に関する事業を実施したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第3条の規定に基づき、交付金等 円を交付されたく事業計画書及び収支予算書を添え申請する。

様式第2号の(1)(第3条関係)

省略

1 省略

2 委員

委員数 人

3~7 省略

8 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業 別紙4のとおり。

9 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 省略

2 農地利用の最適化の推進のための支援事業

(1) 省略

(2) 人・農地プラン の作成及び地域の話合いの推進活動

地図作成に係る対象地区名・集落名	農業委員会の取組内容	
	農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成	省略

(3) 省略

3 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
-----	------	--------	------

1 省略			
2 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
(1) 省略			
(2) 現況地図_____の作成及び地域の話合いの推進活動			
(3) 省略			
省略			

注 省略

別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 利用状況調査
 - (1) 省略
 - (2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積	体 制			計
			農業委員等数	協力者数	その他	
省略						

注 省略

- (3) 省略
- 6 省略
- 7 所有者不明の農地の権利関係調査等

	件 数	面 積
省略		
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の2による調査	省略	
省略		

- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	省略		
(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			

1 省略			
2 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
(1) 省略			
(2) 人・農地プランの作成及び地域の話合いの推進活動			
(3) 省略			
省略			

注 省略

別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定調査

別段面積設定調査回数
延べ 回

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 利用状況調査
 - (1) 省略
 - (2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積	体 制			計
			農業委員数	協力者数	その他	
省略						

注 省略

- (3) 省略
- 7 省略
- 8 所有者不明の農地の権利関係調査等

	件 数	面 積
省略		
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2 _____による調査	省略	
省略		

- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	省略		
(1) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積設定調査			
(2) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			

(2) 省略			
(3) 省略			
(4) 省略			
2 ~ 5 省略			
省略			

注 省略

別紙 3 省略

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) ~ (5) 省略

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査及び指導・助言
省略

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手及び受け手の意向把握等の農地利用最適化活動並びに目標地図の素案の作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

省略

2 ~ 5 省略

様式第3号の(1) (第3条、第13条関係)

省略

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県 費 交 付 金	省略	
省略		

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交付 金交付額	備 考
1 ~ 4 省略	省略		
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
合 計			

様式第4号の(1) (第5条関係)

(一般的な場合)

(3) 省略			
(4) 省略			
(5) 省略			
2 ~ 5 省略			
省略			

注 省略

別紙 3 省略

別紙 4 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

タブレット端末の購入予定台数等

農地利用 最適化推 進委員の 人数	タブレッ ト端末の 購入予定 単価	タブレッ ト端末の 購入予定 台数	合計金額 (A × B)	納入予定 年月日
	(A)	(B)		
人	円	台	円	

注 「農地利用最適化推進委員の人数」の欄は、農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあつては、農業委員の人数を記載すること。

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) ~ (5) 省略

(6) 農地情報公開システムに関する調査及び指導・助言
省略

(7) 農業委員会が農地等の出し手及び受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回による支援

省略

2 ~ 5 省略

様式第3号の(1) (第3条、第13条関係)

省略

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県 費 交 付 金 等	省略	
省略		

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交付 金等交付額	備 考
1 ~ 4 省略	省略		
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業費			
合 計			

様式第4号の(1) (第5条関係)

(一般的な場合)

年度農業委員会交付金交付事業変更承認申請書

省略

省略

年月日付け第号で交付金の交付の決定通知があつたこの事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び収支予算を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請する。

省略

注 交付金の交付の決定に係る事業計画の内容と、変更後の事業計画の内容とが容易に比較対照できるよう作成するものとし、収支予算は、変更前を赤、変更後を黒の二段書きとすること。

様式第5号の(1)(第5条関係)

(交付金の追加交付を伴う場合)

省略

省略

年度農業委員会交付金変更及び追加交付申請書

年月日付け第号で交付決定通知があつた年度農業委員会交付金については、農業委員会に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第5条の規定に基づき、交付金円を追加交付されたく申請する。

省略

1~4 省略

5 収支予算

(1) 収入の部

Table with 5 columns: 区分, 当初申請予算額, 今回申請予算額, 計, 備考. Row 1: 県費交付金, 省略, , , .

(2) 支出の部

Table with 7 columns: 区分, 当初申請額, 今回申請額, 計, 左のうち県費交付金金額, 当初申請額, 今回申請額, 計, 備考. Row 1: 省略, , , , , , , .

注 省略

様式第6号の(1)(第8条関係)

年度農業委員会交付金交付事業遂行状況報告書

省略

省略

年月日付け第号で交付決定のあつた農業委員会交付金交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

省略

注 省略

様式第7号の(1)(第9条関係)

年度農業委員会交付金等交付事業変更承認申請書

省略

省略

年月日付け第号で交付金等の交付の決定通知があつたこの事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び収支予算を下記のとおり変更したいので、承認されたく申請する。

省略

注 交付金等の交付の決定に係る事業計画の内容と、変更後の事業計画の内容とが容易に比較対照できるよう作成するものとし、収支予算は、変更前を赤、変更後を黒の二段書きとすること。

様式第5号の(1)(第5条関係)

(交付金等の追加交付を伴う場合)

省略

省略

年度農業委員会交付金等変更及び追加交付申請書

年月日付け第号で交付決定通知があつた年度農業委員会交付金等については、農業委員会に要する経費に対し、下記のとおり変更したいので、農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第5条の規定に基づき、交付金等円を追加交付されたく申請する。

省略

1~4 省略

5 収支予算

(1) 収入の部

Table with 5 columns: 区分, 当初申請予算額, 今回申請予算額, 計, 備考. Row 1: 県費交付金等, 省略, , , .

(2) 支出の部

Table with 7 columns: 区分, 当初申請額, 今回申請額, 計, 左のうち県費交付金等金額, 当初申請額, 今回申請額, 計, 備考. Row 1: 省略, , , , , , , .

注 省略

様式第6号の(1)(第8条関係)

年度農業委員会交付金等交付事業遂行状況報告書

省略

省略

年月日付け第号で交付決定のあつた農業委員会交付金等交付事業の遂行状況を農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

省略

注 省略

様式第7号の(1)(第9条関係)

省略

省略

年度農業委員会交付金交付事業実績報告書

省略

様式第7号の(2)(第9条関係)

省略

年度農業委員会ネットワーク機構負担金等
交付事業実績報告書

省略

様式第8号の(1)(第9条関係)

省略

1 省略

2 委員

委員数 人(うち農業委員 人・農地利用最適化
推進委員 人)

3~7 省略

8 経費関係

区 分		実 績
省略		
業 務 費	省略	
	農地の有効利用を 図るための支援事 業費	市町実績額 円
		県費交付金交 付額 円
	合 計	省略 県費交付金交 省略 付額 円
計	省略	
	県費交付金交付額 (イ)+(ロ)+ (ハ)+(ニ)+ホ	省略

9 省略

省略

市町名

省略

年度農業委員会実績報告書

省略

様式第7号の(2)(第9条関係)

省略

年度農業委員会ネットワーク機構実績報告書

省略

様式第8号の(1)(第9条関係)

省略

1 省略

2 委員

委員数 人

3~7 省略

8 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業
別紙4のとおり。

9 経費関係

区 分		実 績
省略		
業 務 費	省略	
	農地の有効利用を 図るための支援事 業費	市町実績額 円 県費交付金交 付額 円
	農業委員会による 情報収集等業務効 率化支援事業費	市町実績額 円 県費補助金交 付額 円
	合 計	省略 県費交付金等 省略 交付額 円
	計	省略 県費交付金等交付額 (イ)+(ロ)+ (ハ)+(ニ)+ホ

10 省略

様式第8号の(1)別紙1を次のように改める。

別紙 1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業

1 推進委員等の最適化活動の実績
 (1) 推進委員等の成果実績

(農業委員会)

No.	農業委員又は推進委員名	目標										実績										評価点 (計)	備考			
		遊休農地解消目標					新規参入貸付等同意面積					遊休農地解消等実績					遊休農地の発生防止									
		担当区域の農地面積	新規集積面積	集積面積(累計)	集積率	既存遊休農地の解消面積	新規発生遊休農地の解消面積	新規参入貸付等同意面積	担当区域の農地面積	新規集積面積	集積面積(累計)	集積率	目標達成状況	既存遊休農地の解消面積	目標達成状況	(緑区分)令和8年度までの目標を達成	新規発生遊休農地の解消面積	遊休農地の発生防止	新規発生遊休農地の解消面積	前年度及び前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	前年度及び前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし			前年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	新規参入貸付等同意面積	目標達成状況
A	B	C=B/A	D	E	F	G	H=G/F	I=H/C	J	K=J/D	L	M=L/E	ha	%	ha	%										
ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
合計																										

注 「備考」の欄は、推進委員等が負傷、疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合に、その事由及び期間を記載すること。

(2) 推進委員等の活動実績

No.	農業委員又は推進委員名	実績													評価点 ①	評価点 ②	評価点 ③	評価点 (計)	備考					
		活動日数実績																						
		月毎の活動日数																						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間活動日数	月当たりの平均活動日数	全ての農地等の意向把握の実施の有無	意向把握の実施の有無							
合計																								

注 「備考」の欄は、推進委員等が負傷、疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合に、その事由及び期間を記載すること。

2 農業委員会の最適化活動の実績

1 最適化活動の成果目標															2 最適化活動の活動目標										評価点 (計)									
(1) 農地の集積					(2) 遊休農地の解消等					(3) 新規参入の促進					(1) 推進委員等が活動すべき日数		(2) 活動強化月間		(3) 新規参入相談会への参加															
前年度末の集積率	(目標)今年度末の集積率	農地面積	今年度末の集積率	(実績)今年度末の集積率	目標達成状況	評価点	(目標) (緑区分) 解消面積	(実績) (緑区分) 解消面積	目標達成状況	評価点	(黄区分) 解消工程表策定	評価点	(緑区分) 令和8年度までの目標を達成	評価点	(目標) 新規発生解消面積	(実績) 新規発生解消面積	遊休農地の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	前年度及び前々年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	前年度の農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	評価点	(目標) 同意・公表面積	(実績) 同意・公表面積	目標達成状況		評価点	(目標) 月当たり活動日数	(実績) 月当たり活動日数(平均)	(目標) 活動強化月間の実施回数	(実績) 活動強化月間の実施回数	評価点	(目標) 新規参入相談会への参加回数	(実績) 新規参入相談会への参加回数	評価点
A	B	C	D	E=D/C	F=E/B		G	H	I=H/G						ha	ha							J	K	L=K/J		日	日	回	回		回	回	
%	%	ha	ha	%	%		ha	ha	%						ha	ha							ha	ha	%		日	日	回	回		回	回	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																		
<p>別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 利用状況調査 (1) 省略 (2) 調査実績等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <th rowspan="2">区域名</th> <th rowspan="2">管内農地面積</th> <th colspan="4">体 制</th> </tr> <tr> <th>農業委員等数</th> <th>協力者数</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>6 省略 7 省略 8 省略 9 所有者不明の農地の権利関係調査等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;"></th> <th>件 数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の2による調査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 経費の内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>総事業費</th> <th>うち交付金額</th> <th>経費内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地の利用関係の調整</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～5 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	区域名	管内農地面積	体 制				農業委員等数	協力者数	その他	計	省略								件 数	面 積	省略			農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の2による調査	省略		省略			項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳	1 農地の利用関係の調整	省略			(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等				(2) 省略				(3) 省略				(4) 省略				2～5 省略				省略				<p>別紙2 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>1 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定調査</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">別段面積設定調査回数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">延べ 回</td> </tr> </table> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 利用状況調査 (1) 省略 (2) 調査実績等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <th rowspan="2">区域名</th> <th rowspan="2">管内農地面積</th> <th colspan="4">体 制</th> </tr> <tr> <th>農業委員数</th> <th>協力者数</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>7 省略 8 省略 9 省略 10 所有者不明の農地の権利関係調査等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;"></th> <th>件 数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2による調査</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 経費の内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>総事業費</th> <th>うち交付金額</th> <th>経費内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農地の利用関係の調整</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積設定調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (2) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (3) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (4) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (5) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2～5 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	別段面積設定調査回数	延べ 回	実施時期	区域名	管内農地面積	体 制				農業委員数	協力者数	その他	計	省略								件 数	面 積	省略			農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2による調査	省略		省略			項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳	1 農地の利用関係の調整	省略			(1) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積設定調査				(2) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等				(3) 省略				(4) 省略				(5) 省略				2～5 省略				省略			
実施時期				区域名	管内農地面積	体 制																																																																																																																													
	農業委員等数	協力者数	その他			計																																																																																																																													
省略																																																																																																																																			
	件 数	面 積																																																																																																																																	
省略																																																																																																																																			
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第22条の2による調査	省略																																																																																																																																		
省略																																																																																																																																			
項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳																																																																																																																																
1 農地の利用関係の調整	省略																																																																																																																																		
(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等																																																																																																																																			
(2) 省略																																																																																																																																			
(3) 省略																																																																																																																																			
(4) 省略																																																																																																																																			
2～5 省略																																																																																																																																			
省略																																																																																																																																			
別段面積設定調査回数																																																																																																																																			
延べ 回																																																																																																																																			
実施時期	区域名	管内農地面積	体 制																																																																																																																																
			農業委員数	協力者数	その他	計																																																																																																																													
省略																																																																																																																																			
	件 数	面 積																																																																																																																																	
省略																																																																																																																																			
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2による調査	省略																																																																																																																																		
省略																																																																																																																																			
項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳																																																																																																																																
1 農地の利用関係の調整	省略																																																																																																																																		
(1) 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積設定調査																																																																																																																																			
(2) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等																																																																																																																																			
(3) 省略																																																																																																																																			
(4) 省略																																																																																																																																			
(5) 省略																																																																																																																																			
2～5 省略																																																																																																																																			
省略																																																																																																																																			

注 省略

別紙3 省略

様式第8号の(2)(第9条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)~(5) 省略

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査及び指導・助言

省略

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手及び受け手の意向把握等の農地利用最適化活動並びに目標地図の素案の作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

省略

2~5 省略

様式第9号の(1)(第9条、第13条関係)

省略

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備 考
県 費 交 付 金	省略		
省略			

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備 考
1~4 省略			
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
合 計			

注 省略

別紙3 省略

別紙4 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業
タブレット端末の購入台数等

農地利用最適化推進委員の人数	タブレット端末の購入単価 (A)	タブレット端末の購入台数 (B)	合計金額 (A×B)	納入完了年月日
人	円	台	円	

注 「農地利用最適化推進委員の人数」の欄は、農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会にあつては、農業委員の人数を記載すること。

様式第8号の(2)(第9条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)~(5) 省略

(6) 農地情報公開システムに関する調査及び指導・助言

省略

(7) 農業委員会が農地等の出し手及び受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を円滑に遂行するために実施する巡回による支援

省略

2~5 省略

様式第9号の(1)(第9条、第13条関係)

省略

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備 考
県 費 交 付 金 等	省略		
省略			

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備 考
1~4 省略			
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業費			
合 計			

様式第10号を様式第11号に改め、様式第9号の(2)の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第9条関係） 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年度農業委員会ネットワーク機構負担金等に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

(農業委員会ネットワーク機構の名称)
(代表者役職氏名)

1 確定した仕入れに係る消費税等相当額 (A)	円
2 既に減額した仕入れに係る消費税等相当額 (B)	円
3 返 納 額 (A - B)	円

注 仕入れに係る消費税等相当額の参考となる資料を添付すること。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
県庁第二別館新築工事
- (2) 工事場所
愛媛県松山市一番町
- (3) 工事概要
鉄骨造地上12階地下1階建
延べ面積14,255㎡
- (4) 工期
工事請負契約の成立の日の翌日から令和8年1月31日まで
- (5) 予定価格
6,491,084,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。

カ この公告の工事においては、工事請負契約の成立の日の翌日から2(2)シの監理技術者及び2(3)エの主任技術者を配置することを要する。

キ この公告の工事において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定による主任技術者の兼任をする場合は、2(2)ウの特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書を提出するまでに兼任する他の工事の発注者の承諾を得なければならない。

2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたもの

であること。

- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「建築一式工事」について令和5年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社梓設計

所在地 東京都大田区羽田旭町10番11号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 令和3年度又は令和4年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。ただし、完成検査後に評定に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の令和3年度の平均点数又は令和4年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 建築工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,500点以上の者であること。

サ 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。以下同じ。）、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積8,500㎡以上かつ地上7階以上の階を有する建築物（倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る建築主体工事（新築工事、増築工事又は改築工事であって、一般財団法人日本建設情報総合センター

の工事実績情報システム（コリンズ）に登録されたものうち、工事が完成して引渡し完了（工事の一部が完成して引渡し完了し、当該工事の発注者が発行する証明書がある場合を含む。）したものに限る。以下同じ。）及び地上7階以上の階を有し、免震構造である建築物に係る建築主体工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、代表者に限る。シウ）において同じ。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

シ 次の要件を全て満たす監理技術者（法第26条第4項に規定する特例監理技術者を除く。）を専任で配置することができる者であること。

ア 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の交付を受け監理技術者講習を修了している者であること。

イ 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

ウ 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積8,500㎡以上かつ地上7階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事及び地上7階以上の階を有し、免震構造である建築物に係る建築主体工事であつて、元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者（愛媛県が発注した工事に限る。以下同じ。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。以下同じ。）として従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占める従事経験に限る。以下同じ。）を有すること。ただし、当該従事経験が愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからケまでに掲げる要件

イ 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において850点以上の者であること。

ウ 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上4階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。エウ）において同じ。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

エ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

ア (2)シア)に掲げる要件

イ 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と継続的な雇用関係にあること。

ウ 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上4階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事であつて、元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験を有すること。ただし、当該従事経験が愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となる者とする者が電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより令和5年6月13日（火）から同月30日（金）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 受付期間

令和5年6月13日(火)から同月30日(金)までの受付時間中(県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。)

なお、郵送等による場合にあっては、令和5年6月30日(金)午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県出納局会計課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)968 2783

FAX番号 (089)943 6891

電子メール kaikei@pref.ehime.lg.jp

- (4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、令和5年7月7日(金)までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から令和5年7月19日(水)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

なお、郵送等による場合にあっては、令和5年7月19日(水)午後5時までに、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、令和5年7月26日(水)までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えるとともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

令和5年6月13日(火)から同年7月20日(木)まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/e60100/e-bid-nyuusatsu/index.html>

- (3) 設計書、図面及び仕様書については、令和5年6月13日(火)から同年7月14日(金)までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

- (4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、令和5年6月14日(水)から同年7月7日(金)までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

- (5) (4)の質問に対する回答は、令和5年7月12日(水)から同月14日(金)までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

令和5年7月18日(火)から同月20日(木)までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

令和5年7月24日(月)午後1時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁本館1階会議室(えひめチャレンジオフィス北側)

(都合により変更する場合がある。)

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、令和5年7月18日(火)から同月20日(木)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、令和5年7月20日(木)午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(7) 工事費内訳書(入札書に記載される金額に対応したものとし、工事種目及び科目ごとに、金額を記載すること。)

(4) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、令和5年7月27日(木)午後5時までに、

入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等による場合にあっては、令和5年7月27日(木)午後5時までに、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。
- (2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの(以下「最高評価値入札者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。
- (3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日(その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。)以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システム又は書面により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

9 契約締結後のV E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

10 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。
イ 入札保証金の納付期間(納入通知書(愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)様式第7号(その1))によるもの)
令和5年7月10日(月)から同月18日(火)まで
ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類(以下「入札保証に係る書類」という。)の提出期間等は、次のとおりとする。

(ア) 提出期間

令和5年7月10日(月)から同月20日(木)までの受付時間中

(イ) 提出場所

3(3)イに掲げる場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

- (エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から令和5年10月16日(月)までの期間を含むこと。

(3) 契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の1(低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約(以下「低価格入札者との契約」という。)にあっては、請負代金額の10分の3)以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効等

ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者(法第26条第4項に規定する特例監理技術者を除く。)又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業の構成員になるうとするものは、当該共同企業体に係る申請

書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

- (9) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)968 2783
FAX番号 (089)943 6891
電子メール kaikei@pref.ehime.lg.jp
- (10) 設計書等の貸与申請書提出先及び閲覧場所
愛媛県土木部土木管理局土木管理課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2643
FAX番号 (089)912 2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

- (11) その他
詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Second Annex Ehime Prefectural Office
 - (2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 20 July, 2023
 - (3) For further information, please contact: Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 968 2783
FAX 089 943 6891
e mail kaikei@pref.ehime.lg.jp

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年6月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
吉田達也後援会	高橋 賢次	吉田 円舞	四国中央市中曽根町1631-2	令和5年5月1日
田中こうすけ後援会	田中 浩介	八束 正	伊予郡松前町大字徳丸650	令和5年5月10日
松室じゅんべい後援会	松室 純平	佐賀 達也	伊予郡松前町大字永田84-1	令和5年5月10日
さとうしゅん後援会	佐藤 駿	佐藤 駿	四国中央市土居町蕪崎830-1	令和5年5月17日
稲田てるひろ後援会	泉 範幸	稲田 住恵	伊予郡松前町大字西古泉490-5	令和5年5月24日
宇都宮正和後援会	宇都宮 正和	宇都宮 正和	西予市宇和町伊賀上1646-28	令和5年5月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年6月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党広田支部	松永 公一	代表者	松永 公一	大平 弘子	令和5年4月30日
自由民主党大三島支部	佐々木 幸也	会計責任者	村上 永生	村上 恭雄	令和5年5月22日

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
山本健十郎後援会	山本 健十郎	会計責任者	山本 兼資	山本 昇正	令和3年3月31日

上杉まさひろ後援会	上 杉 昌 弘	会 計 責 任 者	白 石 智 章	菅 原 剛	令和4年12月1日
えひめ民社協会松山総支部	上 杉 昌 弘	会 計 責 任 者	白 石 智 章	菅 原 剛	令和4年12月1日
ながえ孝子サポーターズ愛媛	篠 崎 英 代	代 表 者	篠 崎 英 代	西 嶋 吉 光	令和5年4月1日
しおみ健後援会	潮 見 健	主たる事務所の所在地	西条市古川甲409 - 22	新居浜市中筋町二丁目9 - 37	令和5年4月30日
森高だいすけ後援会	森 高 大 輔	主たる事務所の所在地	四国中央市土居町津根3995 - 1	四国中央市土居町入野139 - 1	令和5年5月1日
井手洋行後援会	井 手 順 子	代 表 者	井 手 順 子	井 手 洋 行	令和5年5月11日
和田三恵後援会	和 田 三 恵	主たる事務所の所在地	宇和島市保田甲1161 - 5	宇和島市栄町港三丁目1 - 8	令和5年5月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年6月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県衆議院支部	山 本 公 一	令和5年4月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
さこう一平後援会	佐 光 一 平	令和4年12月31日

あさぬま和子後援会	浅 湫 和 子	令和5年4月30日
友近聡朗後援会	友 近 聡 朗	令和5年4月30日
公 風 会	新 津 昌 雄	令和5年4月30日
山本公一後援会	新 津 昌 雄	令和5年4月30日
藤田豊治後援会	藤 田 豊 治	令和5年5月1日
井手洋行後援会	井 手 順 子	令和5年5月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和5年6月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
田 中 浩 介	松前町長	田中こうすけ後援会	伊予郡松前町大字徳丸650	令和5年5月10日
松 室 純 平	松前町議会議員	松室じゅんぺい後援会	伊予郡松前町大字永田84 - 1	令和5年5月10日

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年6月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
井 手 洋 行	井 手 洋 行 後 援 会	令和5年5月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和5年6月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
潮見 健	しおみ健後援会	主たる事務所の所在地	西条市古川甲409 - 22	新居浜市中筋町二丁目9 - 37	令和5年4月30日
森高 大輔	森高だいすけ後援会	主たる事務所の所在地	四国中央市土居町津根3995 - 1	四国中央市土居町入野139 - 1	令和5年5月1日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める管理規程を次のように定める。

令和5年6月13日

愛媛県公営企業管理者 山口 真 司

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年愛媛県条例第17号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和5年6月15日とする。